

スタートした中学校給食運営委員会

採択された請願に基づき

充実した中学校給食の実現を



こんにちは日本共産党です

広陵民報

2014(平成26)年3月-026

発行：日本共産党広陵支部
町會議員：八尾 春雄 0745-60-0972
snkb30217@hera.eonet.ne.jp
町會議員：山田みつよ 0745-55-7003
my22@kcn.jp
日本共産党広陵町議員団 HP
<http://koryo-jcp.jp/>

4. 給食のある中学校の生徒と給食のない中学校の生徒を比較すると、ビタミン、食物繊維、野菜摂取量、カルシウムなど、大切な栄養が給食のある生徒のほうが充実しているというデータがあり、保護者はただ単にお弁当づくりが大変だということではなくて、親として子供の成長を第一に心配しているということ。

3. 奈良県でも平成19年に奈良県教育推進計画が策定された。この中には学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進すると明記されている。県内の中学校給食実施は69%で全国水準の81%より低い水準にあること。広陵町はもっと努力をしてほしいということ。

1. 毎日の弁当づくりと行事の弁当づくりは別ものであること。食育を考える場合に、家庭が大事ということは回数が多いことなので当然であるが、毎日の弁当づくりには相当に大変になつており、むしろ親子の朝のコミュニケーションを阻害するものになつてること。

2. 平成17年に食育基本法が制定された。これは社会経済情勢の変化により食の大切さの意識が薄れ、栄養の偏りや生活習慣病の増加と言った現状を踏まえ、国民一人一人が食に対する意識を高め、健全な食生活を実践するための能力を身につけるということを目的とし定められたもので、これを受けて国が策定した食育推進基本計画では、学校における食育の推進として学校給食の充実がうたわれている。

6. 安全でおいしい給食という意味は、食材の納入業者が明確で、生産業者も明らかであること。農薬や肥料の実態が明らかで、なるべく冷凍食品を使用しないようにすべきこと。郷土の生産品をできるだけ使用する、地産地消を実践した給食であること。ベテランの調理員さんがつくる給食という意味だということ。

5. 財政的な負担や先生方の負担はあるが、新たな雇用の促進にもつながること。

7. 食育推進の観点から、学校給食の教育効果を引き出す取り組みといふ意味は、いろんな自治体でいろんな取り組みがなされていること。例えば生産者のもとに子どもたちを行かせて顔が見える関係にすること。生産者や保護者や栄養士さんや生徒が集まる機会を持つて、安くて栄養があって、おいしいよい給食を実現するのには本当に大変なことなのだということを子どもたちに理解させる活動も大切な取り組みであること。

8. よく食べる子とそうでない子では給食費が同一ではおかしいと給食費を払わない保護者がいたらどうするという質問には、親に対して教育者として毅然として対応を取ることが重要であること。

去る2月5日第一回中学校給食検討委員会が開催され、中学校給食実施を前提に「方式・場所・時期その他関連する重要な事項」が町長から諮問されました。今後、委員のみなさんの意見交換を通じて答申がまとめられるものと思います。
請願採択から既に2年余を経過していることもあり、これまでの経緯のあらましをお知らせします。そして、日本共産党議員団は、この委員会が充実した中学校給食の実施のために、大いに役割を發揮されるように期待するものです。今回の広陵民報では、関連する事柄を整理してみました。
多くの住民は「すみやかな中学校給食の実施」を要請しておられます。教育委員会もこうした状況をしっかりと受けとめ、事務局として的確な対応が求められています。

請願者はどのように請願されたのか。

平成23年12月14日総務文教委員会での請願者の方の発言をまとめました。

議会の中学校給食特別委員会では何を確認したか。

特別委員会としてアレルギー体質の生徒や弁当給食を望まれる保護者に配慮しつつ、採択した請願内容を踏まえた学校給食法に基づく中学校給食の速やかな実現に向け、鋭意努力するものである。また、町において、地場でとれた新鮮で安心な地元野菜を計画的に提供できるよう取り組まれたい。なお引き続き、学校給食の具体的な方式、運営の形態等について、継続して検討していくものである。
（平成25年3月5日中学校給食特別委員会報告より）

日本栄養士会は学校給食をどのように位置づけているか。

“食育”という言葉が社会に広まるにつれ、いろいろな場での食育推進活動が活発になつてきました。（中略）お母さんたちが、お子さんの給食が大切だと思うように、学校も給食を大切だと考えています。食育基本法でも、学校給食を活用した食育、学校給食での地場産の野菜の利用促進、自校式給食の増加といったことをうたっています。学校給食は食育奮闘中のお母さん、お父さんの強い味方です！

（公益社団法人 日本栄養士会HPより）

食育基本法には何が定められているのか。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）
第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造・流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

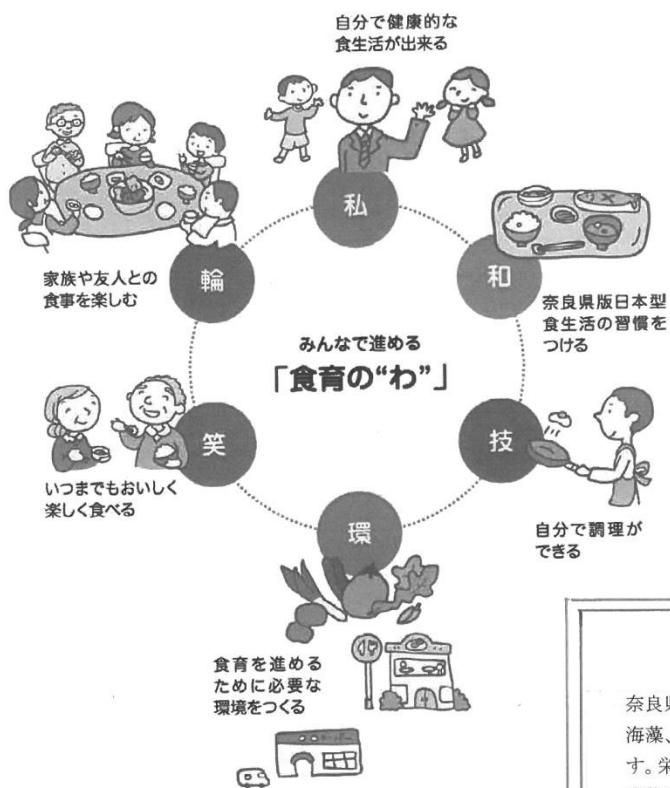
（食育基本法第23条）

奈良県版日本型食生活＊ごはんを主食に魚や肉、野菜、海藻、豆類などを組み合わせたバランスのとれた食事です。栄養バランスだけでなく、各地で生産される農林水産物を多彩に盛り込んでおり食文化継承の面でも評価されています。県では、県産品を利用した日本型食生活を「奈良県版日本型食生活」として普及し、これにより、地産地消の推進、郷土料理などを取り入れることで奈良の食文化も伝えていきます。

（奈良県食育推進計画より抜粋）



第2期 奈良県食育推進計画



平成24年3月
奈良県